

契 約 書

認知症対応型共同生活介護
グループホーム越南「薬師」

(要介護認定の申請にかかる援助)

第 5 条 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請が円滑に行えるよう利用者を援助する。

2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行う。

(サービス提供の記録)

第 6 条 事業者は、認知症対応型共同生活介護の提供に関するケース処遇記録を作成し、契約終了後 5 年間保存する事とする。

2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する前項のケース処遇記録を閲覧できるものとする。

3 利用者は、利用者に関する 1 項のケース処遇記録の複写物の交付を受けることができるものとする。

(利用料金)

第 7 条 利用者及び身元引受人は、サービスの対価として利用料金表（別紙）に定める利用料金を事業者に対して月毎に合計額を支払うものとする。

2 利用者及び身元引受人は、当月の利用料金の合計額を翌月末までに支払うこととする。

3 事業者は、利用者及び身元引受人から利用料金を受領したときは、利用者に対して領収書を発行する。

4 利用者及び身元引受人が正当な理由なく、事業者を支払うべき利用者負担金を 2 ヶ月以上滞納したときは、事業者は利用者及び身元引受人と連帯保証人へ督促状を発行する。

(契約の終了)

第 8 条 利用者は、事業者に対して 2 週間の予告期間を設けたうえでこの契約を解約することができる。

2 次の事由に該当した場合、事業者は、予告期間を設けたうえで文書を通知することにより、この契約を解約することができることとする。

① 利用者及び身元引受人が正当な理由なく、事業者を支払うべき利用者負担金を 2 ヶ月以上滞納し、督促状発行から 10 日間の支払い猶予期限を定め、この期限までに利用者及び身元引受人または、連帯保証人が利用者負担金を支払われない場合。

② 利用者が病院又は診療所等に入院し、明らかに 40 日以内に退院できる見込みがない場合又は 40 日を経過しても退院できないことが明らかな場合。

③ 運営規程の第 7 条、第 8 条に該当する場合

3 利用者が要介護度の更新で非該当又は要支援と認定された場合は所定の期間の経過をもってこの契約は終了とする。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了する。

① 利用者が他の介護保険施設等へ入院、入所した場合

② 利用者が死亡若しくは被保険者資格を喪失した場合

③ 利用者の医療依存度が高い場合

④ 利用者がグループホームでの生活が困難であると判断した場合

- 5 事業者は利用者また利用者の親族等が事業者に対して、次のような不信行為等を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができる。
- ①パワーハラスメント
(業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、他の利用者への介護支援の環境を悪化させる行為)
 - ②セクシャルハラスメント
(事業者の職員を不快にさせる性的な言動)
 - ③マタニティハラスメント
(妊娠した事業者の職員に対する嫌がらせ)
 - ④カスタマーハラスメント
(利用者や利用者の親族であるという立場の優位性を盾に、悪質な要求や理不尽なクレームを行う行為)
 - ⑤契約以外の行為を執拗に要求した場合
 - ⑥その他、事業者が契約の行為を行うことが困難になる理不尽な行為があった場合
- 6 その他、本契約を継続しがたい不信行為等があった場合

(退所時の援助)

第 9 条 事業者は、契約が終了し利用者が退所する際には、利用者及びその家族の希望、利用者が退所後に置かれることになる環境等を勘案し、家族及び本人の同意に基づいて退所後のかかりつけ医師、居宅介護支援専門員等に本人等の情報等を提供するなど円滑な退所のために援助することとする。

(個人情報の取り扱い・守秘義務)

第 10 条 事業者及び事業に従事するものは、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。この守秘義務は契約終了後も同様とする。(賠償責任)

- 2 前項の規定にかかわらず退所後の継続したサービスの利用につなげるために、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者又は介護保険施設、関係医療機関等に対し、利用者及びその家族の情報提供できるものとする。
- 3 適切な医療サービスの提供が困難なときに、利用者の同意の下で他の医療機関を受診される場合、必要な個人情報は提供できるものとする。

(損害賠償)

第 11 条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償するものとする。また利用者が施設及び設備等に損害を与えた場合、原状復帰または損害を賠償しなければならない。

(連絡義務)

第 12 条 事業者は、利用者の健康状態が急変した場合等は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡するとともに医師に連絡する等必要な処置を講ずることとする。

(相談・苦情対応)

第 13 条 事業者は、利用者からの相談・苦情等に迅速にかつ適切に対応しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 14 条 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、事故の発生状況及び事故に際して採った処置を説明して、その記録は最低 2 年間保存するものとする。

(一時退去期間の空室の取り扱い)

第 15 条 病状の悪化等に伴い医療機関に入院しかつ利用者退院後、再入居を希望する場合、事業所は居室を確保する。その期間、利用者は居住費相当として事業者を支払うものとする。

この場合、一時退去時に利用者と事業者はこの事を別紙に定める契約を結ぶこととする。

- 2 前項の一時退去期間の空室は 1 日あたり 1,100 円（居住費相当）とする。
- 3 1 項による契約期間は最長 40 日間を原則とする。
- 4 1 項による契約に相当する期間中に死亡等により再入居できなくなった場合は、再入居ができなくなったことが確定した日までの居住費とする。

(預かり金等の取り扱い)

第 16 条 やむを得ず金銭、印鑑等の貴重品を事業者に預ける場合は、別に定める事業者の内規（貴重品等預かり規定）に基づいて双方が契約を取り交わすこととする。

(身元引受人)

第 17 条 事業者は利用者に対し、利用者の身元引受人を求める。

2 身元引受人は、この契約に関する利用者の事業者に対する責務等について、利用者と連帯して、又は利用者にかかわって責務を負うとともに、次に定める事項についても同様の責任を負うものとする。

(1) 利用者が病院等の医療機関に入院する場合、入院申し込みの手続きや入院費等の医療費の支払い。

(2) 第 8 条に定める契約終了に伴う利用者の受け入れ。

(3) 利用者が死亡した場合、遺体の引き受け、遺留金品の処理その他必要な事項。

(4) 前各号のほか、利用者の身上に関する必要な事項。

3 利用者は、身元引受人が死亡、行方不明又は破産の申し立て、和議の申し立て等を受けるなどでその資格を喪失したときは、その旨を事業者に報告し、新たに身元引受人を定めるものとする。

(連帯保証人)

第 18 条 事業者は利用者に対し、利用者の連帯保証人を求める。

2 連帯保証人は、利用者及び身元引受人と別の生計を営む者とする。

3 連帯保証人に変更が生じた場合は、新たに同意を得ることとする。

4 連帯保証人は、利用者及び身元引受人が利用者負担金の支払いを滞納した場合は、(極度額) 50 万円を限度として、その債務を履行する。

(本契約に定めのない事項)

第 19 条 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとする。

2 本契約に定めのない事項については、介護保険法の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議のうえ定めることとする。

**認知症対応型共同生活介護契約書
(契約書別紙兼重要事項説明書)**

1 管理者氏名： サービス提供責任者：
 計画作成担当者：

2 サービスの内容等

① 設備

- 建物の構造・面積 木造1階建て 244.67㎡
- 居室（占有部分） 9個室／間取り・6畳半、収納室、洗面代付き
- トイレ 4カ所
- 居間・食堂・浴室・台所・洗濯室
- 常夜灯（足元） 3カ所

② サービス

- 食事（朝、昼、夕） 入浴 教養娯楽活動
- 生活の相談 健康管理 金銭の管理
- 生活に密着した実用的なリハビリテーション

③ 行政手続きの代行

必要であれば年金等の手続きの代行を行います。
 手続きに関する費用の実費については別途に徴収しません。

3 利用者負担金

「利用料金表」で別途説明し、同意（署名捺印）をいただきます。
 ※なお、介護報酬が改定された場合は、自動的に変更されます。

4 緊急時の対応

利用者の体調が急変等した場合は、下記に連絡します。

| | 氏名 | 続柄 | 住所 | 電話番号 |
|-------|----|----|----|------|
| 緊急連絡先 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

5 連携施設等

当ホームでは、下記の施設と連携しています。

五日町病院 五日町病院附属歯科診療所 介護老人保健施設越南苑
越南苑居宅介護支援事業所

6 事故発生時の対応と再発防止策

不測の事故が発生した場合は、その際可能な範囲で、最善で適切な対処をするとともに入居者の家族、関係市町村・機関へ速やかに報告して助言、指導を仰ぐものとし、又、その都度速やかに原因解明、再発防止策を検討する。それら一連の記録を2年間以上保存します。

7 相談・苦情対応

当ホームではサービスに関する利用者及び家族等からの苦情・要望・相談等は下記により受け付けています。

担当者 サービス提供責任者
電話番号 025-776-3623
対応時間 午前8時30分～午後5時30分

尚、上記窓口の他に以下の機関でも受付します。お気軽にお申し付け下さい。

①南魚沼市役所 介護高齢課 TEL 773-6675
②新潟県国民健康保険団体連合会 TEL 025-285-3022
FAX 025-285-3350

8 入退所の手続き

あらかじめ当ホームへ連絡してください。サービス提供責任者が対応します。

9 当施設利用に当たっての留意事項

- ① 面会 午前8時30分～午後8時
- ② 外出・外泊 運営規程第8条①に基づき、その都度事前に所定の用紙に記載して当ホーム（介護従事者）へ提出してください。
- ③ 金銭管理 契約書第16条に基づき《金銭預かり証》を発行して、《金銭出納帳》を作成し、求めがあればいつでも残高照会に応じます。
- ④ 持ち込み品 危険物等の持ち込みを防止するために、運営規程第8条④ウ、オに基づき入居時等に点検させていただくことがあります。

- 10 職員体制 午後5時30分から午前8時30分の間は職員1名が夜勤体制とします。
上記以外の時間帯は7:30～8:30、17:30～18:30は職員2名体制です。それ以外の時間帯は職員3名体制です。

11 医療連携体制について

入居者が安心して日常生活を継続できるよう、医療サービス支援強化を目的に五日町病院との間で医療連携体制をとっています。

12 第三者評価の実施状況

| | | | |
|-------------------|----|--------|-----------------|
| 第三者による 評価の実施状況 | あり | 実施日 | 2019年11月12日 |
| | | 評価機関名称 | 新潟県社会福祉会あいエイド新潟 |
| | | 結果の開示 | あり なし |
| | なし | | |

入居利用契約同意書

契約書のとおり、認知症対応型共同生活介護サービスの提供に関する契約を締結します。
契約の証として、本契約書を2通作成し、利用者及び事業者記名押印のうえ、それぞれ1部ずつを保有します。

年 月 日

(利用者) 私は、グループホーム越南「薬師」に入居利用するにあたり、契約書及び契約書別紙兼重要事項説明書について説明を受け、内容を理解し同意します。また、契約書第10条第2項に定める利用者の個人情報の使用について、同意します。

利用者 ご住所： _____

お名前： _____

代筆者： _____ (続柄 _____)

(家族代表) 私は、この契約について説明を受け、身元引受人の責任につき、内容を理解し同意します。また、契約書第10条第2項に定める利用者の家族の個人情報の使用について、同意します。

身元引受人 ご住所： _____

(家族代表) お名前： _____ (続柄 _____)

連帯保証人 ご住所： _____

お名前： _____ (続柄 _____)

※連帯保証人は、利用者及び身元引受人と別の生計を営む者とする

事業者 南魚沼市五日町 2322 番地
グループホーム越南「薬師」
管理者

説明者 職名： _____ 氏名： _____